

実施方針

(仮称) 西条市下水道施設包括の民間委託事業

実施方針 (案)

令和8年10月

西条市環境部下水道工務課

(このページは空白です)

目 次

第 1 章 事業内容に関する事項	1
1.1 事業名称	1
1.2 公共施設等の管理者の名称	1
1.3 事業の背景・目的	1
1.4 本事業の対象施設	2
1.5 性能発注の導入方式及び具体的な要求水準の考え方	4
1.6 業務の範囲	5
1.7 事業期間	7
1.8 事業の費用負担	7
1.9 サービス対価の支払い	7
1.10 改築に関する留意事項	9
1.11 その他の留意事項	9
1.12 実施方針等に係る説明会の実施及び質問・意見の受付、回答の公表	10
第 2 章 事業者の募集及び選定に関する事項	11
2.1 募集及び選定方法	11
2.2 募集及び選定スケジュール	11
2.3 応募者の資格要件	11
2.4 審査及び選定手続	15
第 3 章 事業契約等に関する事項	17
3.1 基本協定及び事業契約の締結	17
3.2 SPC 又は JV の設立	17
3.3 SPC 設立の条件	17
3.4 優先交渉権者による事前準備行為	17
3.5 事業契約の締結	17
3.6 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置	17
3.7 次点交渉権者との契約交渉	17
3.8 契約に要する費用の負担	18
第 4 章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
4.1 リスク分担の基本的な考え方	19
4.2 モニタリング	19
4.3 保険	19
4.4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続	20
第 5 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
5.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	21
第 6 章 その他事業の実施に関し必要な事項	23
6.1 債務負担行為	23
6.2 実施に関して使用する言語及び通貨	23
6.3 応募書類の作成等に係る費用	23

実施方針

6.4 本事業に係る情報の提供方法	23
6.5 実施方針の変更	23
6.6 提出図書の取扱い	23
6.7 特許権等	24
6.8 問合せ先	24
別紙1 事業スキーム図（例）	25
別紙2 対象施設の数値内訳	27
別紙3 事業範囲（義務業務）	34
別紙4 リスク分担（概略案）	37
別紙5 下水道事業計画図及び主要施設位置図	44
別紙6 様式集	46

実施方針

用語の説明

水の官民連携 (ウォーターPPP)	水道、工業用水道及び下水道において、地方公共団体と民間事業者が連携して施設の管理、更新等を行う官民連携方式をいう。「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業（コンセッション方式）」の総称。PPPは「Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）」の略。
PFI	「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」の略。PFI法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の整備、維持管理及び運営を行う手法をいう。
SPC	「Special Purpose Company（スペシャル・パーパス・カンパニー）」の略。本事業を実施することを目的として設立される特別目的会社をいう。
JV	「Joint Venture（ジョイント・ベンチャー）」の略。複数の企業が共同して本事業を受託し、実施する共同企業体をいう。
管理・更新一体 マネジメント方式	下水道施設等の維持管理と、更新に関する業務を一体的に実施する官民連携方式をいう。ウォーターPPPにおける事業方式の一つ。
レベル3.5	管理・更新一体マネジメント方式のうち、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体的な実施及びプロフィットシェアの要件を満たす方式をいう。
更新支援型	管理・更新一体マネジメント方式のうち、民間事業者が更新計画の策定や更新工事に関する支援を行い、更新工事は市が発注する方式をいう。
サービス対価	事業者が事業契約に基づいて実施する業務の対価として、市が事業者を支払う費用をいう。
プロフィット シェア	事業者の新技术や創意工夫により生じた費用の縮減効果を、市と事業者との間で分配する仕組みをいう。「Profit Share（プロフィット・シェア）」は利益分配を意味する。
市	西条市をいう。
応募者	本事業の公募型プロポーザルに応募する応募企業又は応募グループをいう。
応募企業	応募者のうち、単独で本事業に応募する民間企業等をいう。
応募グループ	応募者のうち、複数の民間企業等により構成されるグループをいう。
代表企業	応募グループの構成企業のうち、当該グループを代表し、応募手続等を行う企業をいう。
構成企業	応募グループを構成し、本事業の一部又は全部を担当する民間企業等をいう。
優先交渉権者	市による審査及び選定の結果、事業契約の締結に向けて優先的に交渉する者として選定された応募者をいう。
事業者	市と事業契約を締結し、本事業を実施する単独企業、SPC又はJVをいう。

実施方針

統括管理者	：	本事業全体を統括し、各業務の調整、進捗管理、履行状況の確認及び市との連絡調整を行う責任者をいう。
公募型 プロポーザル	：	公募により提案を求め、価格だけでなく、実施体制、技術力、業務内容等を総合的に評価して契約の相手方を選定する方式をいう。
競争的対話	：	応募者との対話を通じて、事業内容、要求水準、契約条件等の認識を共有し、応募者からより適切な提案を求めるための手続をいう。
基本協定	：	優先交渉権者の選定後、事業契約の締結に向けた市と優先交渉権者との役割、義務及び手続等を定める協定をいう。
事業契約	：	本事業の業務内容、契約期間、サービス対価、責任分担その他の実施条件を定め、市と事業者との間で締結する契約をいう。
リスク分担	：	事業の実施に伴い発生するおそれのある損失、負担又は責任について、市と事業者のいずれが負担するかをあらかじめ定めることをいう。
モニタリング	：	事業者が事業契約及び要求水準書に従って適正に業務を実施し、要求水準を満たしているかを継続的に確認することをいう。
権利義務	：	事業契約その他の契約に基づき、市又は事業者が有する権利及び負担する義務をいう。
議決権株式	：	SPCが発行する株式のうち、株主総会における全ての決議について議決権を有する株式をいう。
完全無議決権 株式	：	SPCが発行する株式のうち、株主総会におけるいずれの決議についても議決権を有しない株式をいう。
債務負担行為	：	複数年度にわたる契約等について、将来の支出を行うことができるよう、あらかじめ議会の議決を経て支出の期間及び限度額を定める行為をいう。

実施方針

第1章 事業内容に関する事項

1.1 事業名称

(仮称) 西条市下水道施設包括的民間委託事業

1.2 公共施設等の管理者の名称

西条市 市長 越智 三義

1.3 事業の背景・目的

西条市(以下「市」という。)の公共下水道事業は、市民の快適で衛生的な生活環境を支えるとともに、公共用水域の水質保全や市街地の浸水被害の軽減を図るうえで重要な役割を担っている。これまで本市では、西条処理区および東予・丹原処理区において、西条浄化センター、東予・丹原浄化センター、汚水・雨水ポンプ場、マンホールポンプ場および管路施設を整備し、下水道サービスの安定的な提供に努めてきた。

一方で、供用開始から西条処理区は約40年、東予・丹原処理区は約35年経過し、処理場やポンプ場の機械・電気設備に加え、建設後50年を超える管路も生じるなど、施設の老朽化が進行している。このため、今後は改築更新需要の増大が見込まれるとともに、人口減少等に伴う使用料収入の減少、物価や維持管理費の上昇、技術職員の確保および技術継承への対応が必要となっている。さらに、本市は西日本最高峰の石鎚山から瀬戸内海に至る多様な地形を有しており、地震や集中豪雨等の様々な災害時においても、汚水処理および雨水排除の機能を継続的に確保することが求められている。

このように、本市の公共下水道事業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していくためには、限られた人員および財源の下で、施設の維持管理と改築更新を一体的かつ効率的に進める新たな事業運営手法が必要となっている。

このような地方公共団体共通の課題に対応するため、国は、民間事業者の技術力、経験および創意工夫を活用し、長期契約の下で維持管理と更新を一体的にマネジメントする「水の官民連携」の導入拡大を推進している。特に、管理・更新一体マネジメント方式であるレベル3.5は、維持管理の結果を更新計画等に反映させることにより、下水道事業の持続性向上を図る官民連携手法として位置付けられている。

このような状況を踏まえ、本市においても過年度に導入可能性調査を実施し、水の官民連携の導入効果について検討を行った。そして、その結論として、市内全ての処理場、ポンプ場および管路施設を対象として、維持管理と更新を一体的に推進する水の官民連携レベル3.5(更新支援型)を導入することとした。

本事業は、民間事業者の専門的な技術、経験および創意工夫を活用し、施設の状態や重要度に応じた維持管理および改築更新を計画的かつ効率的に推進することを目的とする。これにより、下水道サービスの水準を確保しながら、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、施設の健全性確保、災害対応力の向上および市職員の執行体制の補完を図り、将来にわたり安全で安定した持続可能な下水道事業の実現を目指す。

実施方針

1.4 本事業の対象施設

本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりとし、詳細については「別紙2 対象施設の数量内訳」に示す。

「対象処理区」

西条処理区、東予・丹原処理区

「対象施設」

管路施設： 污水管きょ、マンホール、マンホール蓋、污水桝、取付管、
污水マンホールポンプ、雨水マンホールポンプ

処理場施設： 西条浄化センター、東予・丹原浄化センター

污水ポンプ場施設： 本河原污水中継ポンプ場、港新地真空ポンプ場

雨水ポンプ場施設： 唐樋ポンプ場、干拓ポンプ場、本陣川ポンプ場、船屋ポンプ場、
三津屋雨水ポンプ場、本河原雨水ポンプ場、三津屋都市排水機場、
本河原都市排水機場

樋門： 干拓（港新地）樋門、八丁（樋之口）樋門、本陣川樋門、
新堀（神拝）樋門、唐樋樋門、喜多川樋門

表 1-1 主な対象施設の概要（管路施設）（令和7年度末時点）

対象施設	数量	備考
污水管きょ	約 493km	
マンホール・マンホール蓋	約 18,300 箇所	
污水マンホールポンプ	77 箇所	
雨水マンホールポンプ	3 箇所	

表 1-2 主な対象施設の概要（処理場施設）

名称	西条浄化センター	東予・丹原浄化センター
供用開始年月	昭和 60 年 3 月	平成 3 年 3 月
位置	西条市港 400	西条市三津屋 742-2
敷地面積	86,400m ²	48,100m ²
排除方式	分流污水	分流污水
放流先	燐灘	燐灘
汚水処理方式	標準活性汚泥法	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮→消化→機械脱水→場外処分	濃縮→機械脱水→場外処分
水処理能力	31,500m ³ /日	8,500m ³ /日
焼却炉（熔融炉）	無し	無し
コンポスト化施設	無し	無し

実施方針

表 1-3 主な対象施設の概要（污水ポンプ場施設）

名称	港新地真空ポンプ場	本河原污水中継ポンプ場
供用開始年月	平成 3 年	平成 6 年 3 月
処理区	西条処理区	東予・丹原処理区
位置	西条市港	西条市三津屋 220-2
敷地面積	—	3,637m ²
排除方式	分流污水	分流污水
能力	2.4m ³ /分	3.5m ³ /分
沈砂池	無し	無し（砂留程度）

表 1-4 主な対象施設の概要（雨水ポンプ場施設）（1 / 3）

名称	干拓ポンプ場	本陣川ポンプ場	唐樋ポンプ場
供用開始年月	平成 3 年 3 月	昭和 55 年 10 月	昭和 58 年 3 月
排水区	中部第 9 排水区	中部第 8 排水区	中部第 7 排水区
位置	西条市港 435	西条市明屋敷 616 地先	西条市朔日市 887-20 地先
敷地面積	3,083m ²	280m ²	3,438m ²
排除方式	分流雨水	分流雨水	分流雨水
能力	954m ³ /分	282.3m ³ /分	1,161m ³ /分
沈砂池	無し	無し	無し

表 1-4 主な対象施設の概要（雨水ポンプ場施設）（2 / 3）

名称	船屋ポンプ場	本河原雨水ポンプ場	三津屋雨水ポンプ場
供用開始年月	平成 2 年 3 月	平成 20 年 3 月	建設中 (令和 8 年 10 月一部供用開始)
排水区	東部排水区	壬生川第 4 排水区	三津屋排水区
位置	西条市船屋甲 638-2	西条市三津屋 219-1	西条市三津屋 821-3
敷地面積	2,147m ²	3,637m ²	2,018m ²
排除方式	分流雨水	分流雨水	分流雨水
能力	554.8m ³ /分	223.5m ³ /分	既設：264.0 m ³ /分 (全体供用後：496.8m ³ /分)
沈砂池	無し	有り	有り

実施方針

表 1-4 主な対象施設の概要（雨水ポンプ場施設）（3／3）

名称	三津屋都市排水機場	本河原都市排水機場
供用開始年月	昭和 45 年 3 月	昭和 32 年 3 月
排水区	—	—
位置	西条市三津屋 822-2	西条市三津屋 219-2
敷地面積	—	—
排除方式	分流雨水	分流雨水
能力	3.37m ³ /分	2.29m ³ /分
沈砂池	—	—

1.5 性能発注の導入方式及び具体的な要求水準の考え方

本事業の事業方式は、下水道施設の維持管理と、その結果を踏まえた施設の管理・更新を一体的にマネジメントする「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」とする。対象施設ごとの事業方式は、以下のとおりとする（本事業に係る事業方式のイメージを図 1-1 に示す。）。

- ① 管路施設：管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）
- ② 処理場・ポンプ場施設：管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）

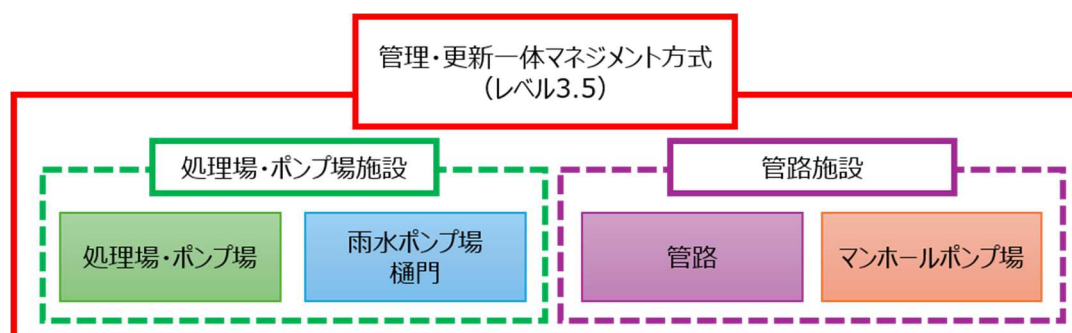


図 1-1 本事業に係る事業方式のイメージ

本事業では、上記の事業方式のもと、民間事業者の創意工夫を活用し、維持管理と更新を一体的かつ効率的に実施するため、性能発注を原則とする。市は、本事業において求めるサービス水準及び事業者が満たすべき要求水準を明確に定め、事業者は、その要求水準を達成するための具体的な実施方法を自らの責任と判断により提案し、実施するものとする。ただし、雨水ポンプ場・樋門等の運転管理など、市が具体的な実施方法を定める必要がある業務については、仕様発注とする。

これにより、民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限に引き出し、サービスの質の向上とコスト縮減を同時に実現するとともに、地元企業との連携、災害・事故等への対応力の強化、市民の安全・安心の確保及び官民の適切な役割分担を図る。性能発注及び要求水準の設定に当たっては、次に掲げる考え方を基本とする。

(1) 民間の創意工夫の最大限活用

市は可能な限り性能発注を取り入れ、事業者は、維持管理と更新を一体的に実施することで、事業

実施方針

にかかるトータルコストの縮減、DXの推進、脱炭素化等に最大限努める。

(2) 地元企業の積極的な活用及び災害・事故等への緊急対応力の強化

事業者は、本事業の実施に当たり、地域の実情及び対象施設に精通する地元企業との連携を最大限に図るとともに、修繕、清掃、点検・調査、資機材の調達、災害・事故等の緊急対応その他地元企業が実施可能な業務について、地元企業を優先的かつ積極的に活用するものとする。

また、地域人材の雇用及び育成並びに知識・技術の継承を推進し、地域経済の活性化に寄与するとともに、災害・事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な初動対応及び復旧対応が可能な実施体制を構築するものとする。

(3) 市民の安全・安心を確保するための適切・確実なモニタリング実施・情報公開

市と事業者は、それぞれで事業に対するモニタリング体制を構築し、適正かつ確実に実施することにより市民の安全・安心を確保するとともに、情報公開を行うことにより説明責任に努める。

(4) 官民の最適な役割分担による事業の最適化

市と事業者は、契約時の官民の役割分担をベースに、事業の進捗に応じて対話を重ね、必要に応じ見直すことにより、常に事業の最適化を図るよう努める。

1.6 業務の範囲

本事業の範囲は、(1)義務事業 1) から 4) に関する業務とし、(2)附帯事業及び(3)任意事業を含めて対象事業とする。義務事業の詳細は「別紙 3 事業範囲（義務業務）」に示す。また、各事業及び業務の内容、要求水準の詳細は、今後公表する要求水準書（案）に示す。なお、事業者は、本事業期間中、(1)義務事業のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務（4）統括管理業務）を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」という。）ができる。

(1) 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

1) 下水道処理場、ポンプ場及び樋門施設の維持管理業務

① 運転操作監視業務

- ・ 運転操作監視業務
- ・ 巡視点検業務

② 保守点検業務

③ 修繕業務

④ 環境計測業務

⑤ 物品調達管理業務

⑥ 環境整備業務

⑦ その他業務

実施方針

2) 下水道管路施設の維持管理業務

- ① 運転管理業務
- ② 計画的維持管理業務
- ③ 清掃業務
- ④ 修繕業務
- ⑤ 住民対応業務
- ⑥ 宅内排水設備関連業務

3) コンサルタント業務

- ① 計画策定業務
- ② 設計業務

4) 統括管理業務

- ① 実施体制の構築及び管理業務
- ② 統括管理業務
- ③ セルフモニタリング業務

(2) 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

(3) 任意事業

任意事業とは、本事業又は市の用地及び施設において事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。多分野連携として市の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、市は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は市の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

実施方針

1.7 事業期間

(1) 本事業の事業期間

現時点において、事業期間は10年間とし、本事業開始日は令和10年4月1日とする。また、本事業終了日は令和20年3月31日とする。ただし、市から事業者への業務引継ぎに要する期間は、本事業範囲に引継ぎ期間として含めるものとし、引継ぎ期間は、事業契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を指す。

表 1-5 事業実施スケジュール

項目	予定
基本協定の締結	令和9年9月下旬
事業契約の締結	令和10年1月上旬
引継ぎ期間	事業契約締結～令和10年3月31日
履行期間	令和10年4月1日～令和20年3月31日（10年間）
契約終了	令和20年3月31日

（注）上記は予定であり、状況等により日程を変更する場合がある。

(2) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の2～3年前には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業の引継ぎに必要なものを提供する等市に協力しなければならない。

1.8 事業の費用負担

市は、業務範囲に定めている義務事業に要する費用を負担する。

附帯事業の実施に要する費用の負担については、市は、附帯事業に係る費用の全てを負担する。その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、事業契約に定める。

任意事業は、事業者が任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は、独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

1.9 サービス対価の支払い

(1) サービス対価の構成内容

本事業期間中、市は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表1-6のとおりとする。

サービス対価は、業務量が固定的なものと変動するものに区分し、変動するものは業務量の変動に応じて支払うものとする。

実施方針

表 1-6 サービス対価の構成

項目	内容
①処理場・ポンプ場施設の維持管理業務	運転操作監視業務
	保守点検業務
	修繕業務
	環境計測業務
	物品調達管理業務
	環境整備業務
	その他業務
②管路施設の維持管理業務	運転管理業務
	計画的維持管理業務
	清掃業務
	修繕業務
	住民対応業務
	宅内排水設備関連業務
③コンサルタント業務	計画策定業務
	設計業務
④統括管理業務	実施体制の構築及び管理業務
	統括管理業務
	セルフモニタリング業務
⑤附帯事業	

(2) サービス対価の改定

1) 物価変動に伴うサービス対価の改定

直近のサービス対価の設定（改定）時から、物価が一定範囲を超えて変動する場合、サービス対価の改定を行う。物価変動に伴うサービス対価の改定については今後公表する事業契約書（案）に示す。

2) 法令及び税制等の変更等に伴うサービス対価の改定

法令及び税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、必要に応じてサービス対価の改定について協議を行う。

3) その他市が必要と認める場合

上記 1) から 2) までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、サービス対価の改定について事業者と協議を申し入れることができる。

(3) プロフィットシェア

本事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組み

実施方針

を導入する。事業者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト縮減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組みを契約に盛り込むことで、10年という長期にわたる事業期間中、事業者が技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化に継続的に取り組むためのインセンティブを付与する。

プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に事業者からの提案を市が受け、契約時に約束された計画や手法等が変更されることとする。具体的には以下のような場合を想定する。

- ・事業期間中に市・事業者双方に効果的・効率的な新技術の活用による費用縮減が見込める場合
- ・事業者が市のフィールドを活用し、試行したい新技術等があり、その導入により費用縮減が見込める場合

事業期間中において、事業者からの上記のような提案により費用縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用縮減分をシェアする。

コスト縮減分のシェア額やシェアの手法については、市と事業者が協議し、双方が合意の上、事業契約に定める。

1.10 改築に関する留意事項

(1) 本事業開始後に市が実施する工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、協力するものとする。

1.11 その他の留意事項

(1) 近隣自治体との連携や広域化

市は、国の下水道事業における基盤強化方針を踏まえ、将来的に近隣自治体との連携や広域化について検討を行う可能性がある。

その際に、市は事業者に対して、当該検討に資する範囲で、業務実施を通じて得られた知見の共有や、協議への協力を求める場合がある。

(2) 職員に向けた研修等の実施

市は、職員の技術向上等を目的に事業者の行う業務に関する研修等を実施する場合がある。本事業の事業者は、市が行う研修等の実施に対して必要な協力を行うものとする。なお、実施する場合は、市と事業者で実施内容等を協議する。

実施方針

1.12 実施方針等に係る説明会の実施及び質問・意見の受付、回答の公表

(1) 実施方針等に係る説明会の実施

下記に示すとおり、実施方針等に係る説明会を実施する。

説明会への参加を希望する者は、様式Ⅰに記入の上、電子メールにて「第6章 6.8 問合せ先」に提出すること。

日時	令和8年10月26日（月）	＜第一部＞13時30分～14時00分 ＜第二部＞14時30分～15時00分
		※原則、第一部で実施するが、参加者数が多い場合は、第二部も実施する。 ※参加時間の希望は受け付けない。
場所	西条浄化センター 2F 会議室（西条市港 400 番地）	
当日持ち物	実施方針（案）、名刺等の身分証 ※各資料は、参加者が各自で持参すること。当日の会場での配布は行わない。	
説明会申込締切	令和8年10月21日（水）17時まで	※申込締切後、参加者に対して、参加時間の連絡を行う。

(2) 実施方針に関する質問・意見の受付、回答の公表

実施方針公表後から令和8年11月6日（金）までの間、民間企業からの実施方針に関する質問を受け付ける。

質問の提出方法・様式等については様式Ⅱを参照すること。

質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術・ノウハウ等に関わるもので、質問者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年11月下旬頃に西条市ホームページにて公表する。

実施方針

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定方法

本事業を実施する事業者の募集及び選定は、事業者となる民間企業等に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う予定である。

2.2 募集及び選定スケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは、概ね表 2-1 のとおりである。

表 2-1 募集及び選定スケジュール

内容	予定時期
募集要項等の公表	令和 9 年 3 月下旬
質問の受付	令和 9 年 4 月上旬から 4 月下旬
現地確認・資料閲覧	令和 9 年 4 月上旬から 4 月下旬
質問への回答	令和 9 年 5 月上旬
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和 9 年 5 月中旬
参加資格確認審査結果の通知	令和 9 年 5 月下旬
競争的対話	令和 9 年 6 月上旬から 6 月中旬
再質問及び追加質問の受付	令和 9 年 6 月上旬から 6 月中旬
再質問及び追加質問への回答	令和 9 年 6 月下旬
提案審査書類の受付	令和 9 年 7 月上旬から 8 月中旬
プレゼンテーション及びヒアリング、審査	令和 9 年 9 月上旬
優先交渉権者選定、通知	令和 9 年 9 月中旬
基本協定締結	令和 9 年 9 月下旬
事業契約締結	令和 10 年 1 月上旬
引継ぎ業務の実施	事業契約締結日翌日から令和 10 年 3 月 31 日
事業開始	令和 10 年 4 月 1 日

(注) 上記は予定であり、状況等により日程を変更する場合がある。

2.3 応募者の資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者の形態は、応募企業又は応募グループのいずれも可とする。
- ② 応募グループで応募する場合は、代表企業 1 者を定めることとする。
- ③ 応募グループで応募する場合、代表企業は、本事業の応募に係る手続の全てを行う。代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続を行うことはできない。

実施方針

- ④ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は設けないが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑤ 応募グループの場合、SPC 又は JV の設立を求める。また、各業務をまとめる統括管理者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。
- ⑥ 本事業に係る応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）提出後から優先交渉権者との基本協定締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、基本協定締結までの間で市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- ⑦ 一つの企業が重複して異なる応募グループ、又は応募企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が代表企業又は構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。

(2) 応募企業、応募グループ構成企業に共通の応募資格

応募企業又は応募グループの構成企業は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 市に令和 8・9 年度西条市入札（見積）参加資格審査申請書提出要領等に基づいた申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- ⑤ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っている者でないこと。
- ⑥ 市が発注した「ウォーター PPP 導入可能性調査委託業務」及び「ウォーター PPP 発注支援業務」の受託者並びにこれらの業務における業務協力関係にある者でないこと又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、これらの業務の業務受託者及び業務協力関係にある者は、以下のとおりである。
 - ・ アジア航測株式会社
 - ・ 法務審査を行った法律事務所（鈴木法律事務所）
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

実施方針

(3) 応募企業、応募グループ構成企業に求められる参加資格要件（業務別）

応募企業又は応募グループ構成企業のうち、下水道処理場・ポンプ場施設維持管理業務、下水道管路施設維持管理業務及びコンサルタント業務を担当する企業は、それぞれ以下に掲げる実績要件を満たす必要がある。

1) 下水道処理場・ポンプ場施設の維持管理を担当する企業

a) 下水道処理場・ポンプ場施設の維持管理を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ただし、処理場施設の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせばよいものとする。
 - ・国土交通省の定める「下水道処理施設維持管理業者登録」に登録しているとともに、「一般社団法人日本上下水道施設管理業協会」に所属していること。
 - ・標準活性汚泥法（現有処理能力 31,500m³/日以上）の下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務の実績を有していること。
- ② 汚水中継ポンプ場の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
 - ・国土交通省の定める「下水道処理施設維持管理業者登録」に登録しているとともに、「一般社団法人日本上下水道施設管理業協会」に所属していること。
- ③ 雨水ポンプ場の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
 - ・国土交通省の定める「下水道処理施設維持管理業者登録」に登録しているとともに、「一般社団法人日本上下水道施設管理業協会」に所属していること。
- ④ 下水道処理場・ポンプ場施設の維持管理を担当する者は、以下の要件を満たす技術者を有していること。
 - ・総括責任者は、下水道法第 22 条第 2 項に定める資格を有し、下水道施設の維持管理に関する実務経験を 5 年以上有する者とする。
 - ・総括責任者は、下水道終末処理場の総括責任者又は副総括責任者としての実務経験を 2 年以上有する者とする。
 - ・副総括責任者は、下水道法第 22 条第 2 項に定める資格を有し、下水道施設の維持管理に関する実務経験を 3 年以上有する者とする。

b) 下水道処理場・ポンプ場施設の運転管理・保守管理を単独で実施する場合は、上記①から④までの要件を全て満たすこと。

c) 下水道処理場・ポンプ場施設の運転管理・保守管理を複数の者で実施する場合は、上記①から④までの要件を複数の者で満たせばよいものとする。なお、運転管理・保守管理に関する実績は全て構成企業で満たす必要がある。

2) 下水道管路施設の維持管理を担当する企業

a) 下水道管路施設の維持管理を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 汚水マンホールポンプ場の運転管理・保守管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

実施方針

- ・平成 28 年以降に汚水マンホールポンプ場の維持管理業務を元請として行った実績を有していること。
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項で定める有資格者が 1 名以上在籍していること。
- ② 管路施設の計画的維持管理に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
 - ・下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。
- ③ 真空式下水道システムの点検に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
 - ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項で定める有資格者が 1 名以上在籍していること。
- ④ 管路施設の清掃に関する業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
 - ・平成 28 年以降に下水道施設の清掃業務を元請として行った実績を有していること。
- b) 下水道管路施設の維持管理業務を単独で実施する場合は、上記①から④の要件を全て満たすこと。
- c) 下水道管路施設の維持管理業務を複数の者で実施する場合は、上記①から④の要件を複数の者で満たせばよいものとする。なお、下水道施設の維持管理業務に関する実績は全て構成企業で満たす必要がある。

3) コンサルタント業務

- a) コンサルタント業務を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。
 - ① 平成 28 年以降に下水道施設（処理場施設・ポンプ場施設、管路施設）の更新計画の策定業務に関する実績を有すること。
 - ② コンサルタント業務を担当する者は、技術士（総合技術監理部門ー下水道）又は技術士（上下水道部門ー下水道）の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。
- b) コンサルタント業務を単独で実施する場合は、上記①及び②の要件を全て満たすこと。
- c) コンサルタント業務を複数の者で実施する場合は、上記①及び②の要件を複数の者で満たせばよいものとする。なお、コンサルタント業務に関する実績は全て構成企業で満たす必要がある。

(4) 応募者が応募資格を喪失した場合の取扱い

- ① 応募資格確認基準日（応募資格確認申請書の提出期限日）から業務提案書提出日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が 2.3 の(2)の応募資格を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加を認める。この場合、応募資格を失った構成企業は応募グループから除外すること。
- ② 業務提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が 2.3 の(2)の応募資格を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格

実施方針

の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加をした場合は評価対象とすることを認めるものとする。

- ③ 優先交渉権者決定日から基本協定の締結日までの間に、選定事業者（グループの場合はその構成企業）が 2.3 (2) の応募資格を欠くに至った場合であっても、市が認めた場合においては、選定事業者は失格とならず、当該選定事業者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

(5) 参加資格要件の確認日

参加資格要件の確認基準日は、応募資格確認申請書の提出期限日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

2.4 審査及び選定手続

(1) 委員会の設置

市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「(仮称) 西条市下水道施設包括的民間委託優先交渉権者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

委員会は、応募者の提案内容の審査を行い、優先交渉権者を選定する。市は、委員会の選定結果をもとに選定事業者を決定する。

なお、委員会の委員は、優先交渉権者の決定後に公表する。

また、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募資格を失う。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、今後公表する募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類等、詳細については、後日公表する募集要項等に示す。

(4) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(5) 競争的対話の実施（予定）

市は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、事業契約、要求水準等の調整を行う可能性がある。

実施方針

(6) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) 優先交渉権者を選定しない場合

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続において、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

第3章 事業契約等に関する事項

3.1 基本協定及び事業契約の締結

市と事業者は、「(仮称) 西条市下水道施設包括的民間委託基本協定」を締結し、協議を経て、「(仮称) 西条市下水道施設包括的民間委託事業契約」を締結する。

3.2 SPC 又は JV の設立

優先交渉権者が応募グループであった場合は、基本協定の締結後、事業契約の締結前までに SPC 又は JV を設立するものとする。

3.3 SPC 設立の条件

SPC は会社法に定める株式会社とし、本社所在地は愛媛県西条市とする。

応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業は、SPC に対して出資することとし、本議決権株式については、優先交渉権者の構成企業以外からの出資は認めない。応募グループの場合、代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超える保有割合を維持するものとする。

なお、SPC の株主が本議決権株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、4.4 (2)に定める場合を除き、事前に市の承諾を得なければならない。

3.4 優先交渉権者による事前準備行為

優先交渉権者は、SPC 等の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎ等を実施するほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。

なお、事業契約に向けた事業準備行為に係る費用については、市及び優先交渉権者それぞれの負担とする。

3.5 事業契約の締結

市と優先交渉権者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、市は、事業契約書（案）の内容について、軽微なもの以外は変更しない。

3.6 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

3.7 次点交渉権者との契約交渉

市は、優先交渉権者と契約を締結できない場合において、次点交渉権者と契約交渉を行うことができるものとする。

実施方針

3.8 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を「別紙4 リスク分担（概略案）」に示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者が負うことを基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、今後公表する要求水準書（案）及び事業契約書（案）などに詳細を規定する。

4.2 モニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。

なお、詳細については、今後公表するモニタリング基本計画書（案）に示す。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、今後公表する要求水準書（案）に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施することもある。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

(3) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担する。事業者が実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

4.3 保険

事業者は、本事業期間中、本事業の実施に伴い生じる損害に備えるため、損害賠償保険その他必要かつ適切な保険に加入するものとする。

なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより、当該損害について同等

実施方針

以上の補償が確保される場合その他事業者が保険への加入に代替する措置を講じた場合は、この限りでない。

市は、対象施設の一部について建物共済（建物物件）に加入している。ただし、当該建物共済への加入又は共済金の支払は、事業者が本事業契約に基づき負担する責任を免除し、又は軽減するものではない。建物共済と事業者又は請負若しくは委託業務を受注する者が加入する保険との適用関係、損害発生時の負担その他必要な事項については、今後公表する事業契約書（案）において定める。

4.4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 権利義務等の処分

事業者は、事業契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、書面によって事前に市からの了承を受けることなく譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

(2) 株式の新規発行及び処分

事業者を株式会社形式の SPC として設立した場合、事業者は、事業者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式（以下「議決権株式」という。）及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」という。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、事業者が発行する議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

1) 完全無議決権株式

完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に従う限り、完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 議決権株式

議決権株式を保有する者（以下「議決権株主」という。）が、自ら保有する議決権株式を、①他の議決権株主又は②市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

議決権株式の譲受人は、株主誓約書を市に対して提出しなければならない。

第5章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

5.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

解除又は終了に関して、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本事業のうち、一部の事業について事業契約の解除が生じた場合、市は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については今後公表する事業契約書（案）に示す。

(1) 事業者事由解除

1) 解除理由

- ① 事業者が事業契約上の義務に違反する等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、事業契約を解除することができる。
- ② 財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、事業契約を解除することができる。

2) 解除措置

- ① 事業者は、市に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 市事由解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ① 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6箇月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。
- ② 事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

- ① 市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ① 不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。

実施方針

- ② 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は事業契約を解除する。

2) 解除又は終了措置

- ① 不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除

1) 解除又は終了事由

- ① 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市は事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

- ① 特定法令等及び特定条例等の変更により市及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

実施方針

第6章 その他事業の実施に関し必要な事項

6.1 債務負担行為

本事業は複数年度にわたり実施するものであり、事業期間中のサービス対価の支払いについては、地方自治法第 214 条に基づき債務負担行為を設定する予定である。なお、当該債務負担行為については、市議会の議決を経て必要な予算措置を講じるものとする。

6.2 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

6.3 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

6.4 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、西条市ホームページ等を通じて行うものとする。

＜西条市ホームページ＞<https://www.city.saijo.ehime.jp/>

6.5 実施方針の変更

実施方針は、公表後に民間企業から受け付けた意見等を踏まえ、その内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、市のホームページ等を通じて公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

6.6 提出図書の実施

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表その他必要と認める場合、選定事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用するすることができる。

また、市は、事業者選定結果の公表に必要な範囲で選定事業者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提案書の返却

応募者から提出された書類は返却しないものとする。なお、選定事業者以外の提案書は市が責任をもって処分する。

実施方針

6.7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、当該提案を行った応募者が負うものとする。

6.8 問合せ先

西条市環境部下水道工務課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

電話 : 0897-52-1223 (直通)

FAX : 0897-52-1225

E-mail : gesuikomu@saijo-city.jp (担当 : 菅田)

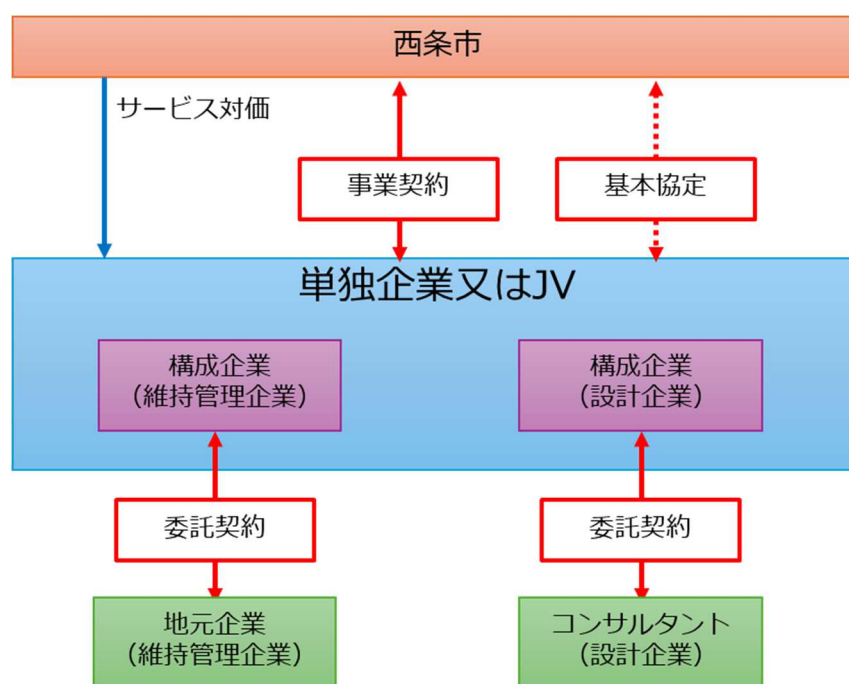
別紙 1 事業スキーム図（例）

本事業の事業方式は、更新支援型の管理・更新一体マネジメント方式とする。

(1) 単独企業又は JV の場合

応募者の構成（単独、グループ）について、単独企業、JV 及び地元企業等の関わり方は、次のとおりである。

- ① 市は単独企業又は応募グループが組成する JV と事業契約を締結する。
- ② 単独企業は、維持管理、計画・設計を実施可能な企業とする。
- ③ 応募グループの場合は、維持管理企業、設計企業等から構成されるグループとする。
- ④ 応募グループの場合、代表企業は統括管理業務を行う企業とする。
- ⑤ 単独企業又は JV は、事業者の負担を軽減するとともに事業の円滑な遂行を保つ目的として、別途地元企業等に委託等を行うことができる。

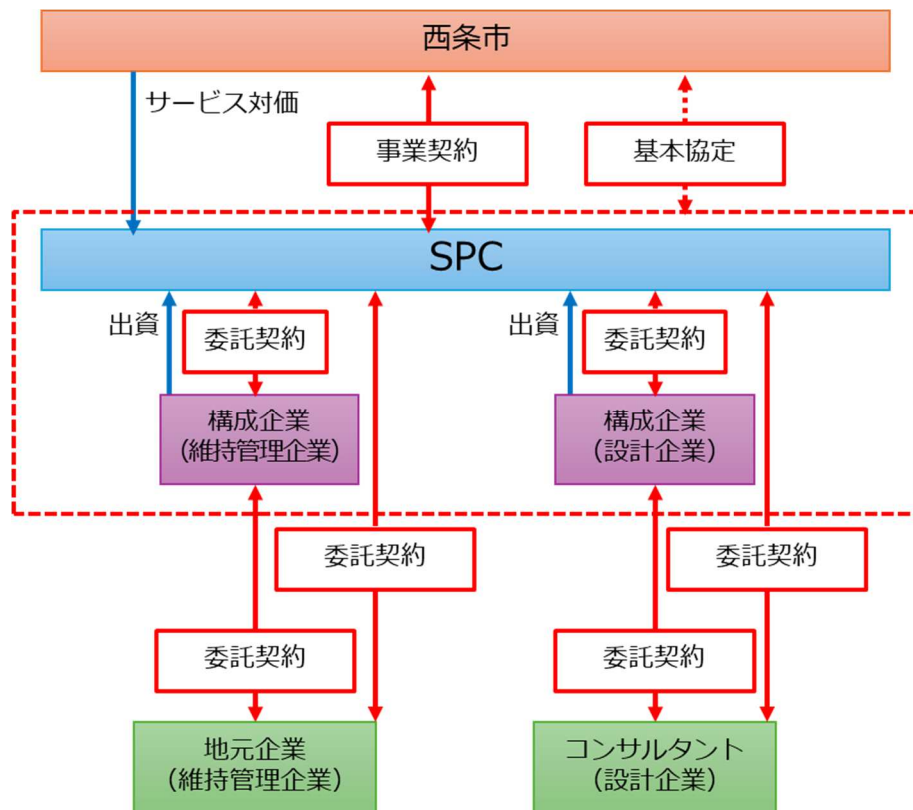


別図 1 事業スキーム図（例）（単独企業又は JV）

(2) SPC の場合

応募者の構成（SPC）について、SPC 及び地元企業等の関わり方は、次のとおりである。

- ① 市は応募グループが組成する SPC と事業契約を締結する。
- ② 応募グループの代表企業は、維持管理、計画・設計を実施可能な企業とする。
- ③ 応募グループは、維持管理企業、設計企業等から構成されるグループとする。
- ④ 代表企業は統括管理業務を行う企業とする。
- ⑤ SPC は、事業者の負担を軽減するとともに事業の円滑な遂行を保つ目的として、別途地元企業等に委託等を行うことができる。



別図 2 事業スキーム図 (例) (SPC)

別紙 2 対象施設の数値内訳

別表 1 管路施設延長（公共下水道）（1 / 2）

年度		経過年数 (年)	下水道管路延長 (m)	
和暦	西暦		分流汚水	累計
S49	1974	52	28	28
S50	1975	51	294	322
S51	1976	50	489	811
S52	1977	49	1,349	2,160
S53	1978	48	2,390	4,550
S54	1979	47	3,144	7,693
S55	1980	46	3,339	11,032
S56	1981	45	9,915	20,947
S57	1982	44	14,623	35,570
S58	1983	43	12,742	48,311
S59	1984	42	13,898	62,210
S60	1985	41	15,895	78,104
S61	1986	40	17,322	95,426
S62	1987	39	22,624	118,050
S63	1988	38	17,920	135,970
H1	1989	37	24,438	160,408
H2	1990	36	22,256	182,664
H3	1991	35	18,899	201,562
H4	1992	34	15,505	217,067
H5	1993	33	15,708	232,775
H6	1994	32	14,163	246,938
H7	1995	31	19,042	265,979
H8	1996	30	12,571	278,551
H9	1997	29	13,512	292,063
H10	1998	28	11,664	303,727
H11	1999	27	11,621	315,348
H12	2000	26	13,606	328,954
H13	2001	25	11,066	340,020
H14	2002	24	12,342	352,362
H15	2003	23	12,503	364,865
H16	2004	22	13,647	378,512
H17	2005	21	7,148	385,660
H18	2006	20	7,000	392,660

別表 1 管路施設延長（公共下水道）（2／2）

年度		経過年数 (年)	下水道管路延長 (m)	
和暦	西暦		分流汚水	累計
H19	2007	19	8,307	400,967
H20	2008	18	7,291	408,258
H21	2009	17	6,213	414,472
H22	2010	16	5,942	420,414
H23	2011	15	6,427	426,841
H24	2012	14	7,207	434,049
H25	2013	13	5,926	439,975
H26	2014	12	7,442	447,416
H27	2015	11	3,811	451,227
H28	2016	10	6,818	458,045
H29	2017	9	6,209	464,254
H30	2018	8	5,577	469,831
R1	2019	7	4,541	474,372
R2	2020	6	4,464	478,836
R3	2021	5	3,672	482,508
R4	2022	4	4,044	486,552
R5	2023	3	2,690	489,242
R6	2024	2	1,990	491,232
R7	2025	1	2,057	493,289
合計			493,289	

別表 2 マンホール・マンホール蓋数（1／2）

年度		経過年数 (年)	マンホール・マンホール蓋（箇所）	
和暦	西暦			累計
S49	1974	52	1	1
S50	1975	51	4	5
S51	1976	50	18	23
S52	1977	49	14	37
S53	1978	48	56	93
S54	1979	47	160	253
S55	1980	46	89	342
S56	1981	45	272	614
S57	1982	44	39	653
S58	1983	43	245	898
S59	1984	42	503	1,401
S60	1985	41	442	1,843
S61	1986	40	244	2,087
S62	1987	39	466	2,553
S63	1988	38	363	2,916
H1	1989	37	927	3,843
H2	1990	36	925	4,768
H3	1991	35	651	5,419
H4	1992	34	554	5,973
H5	1993	33	550	6,523
H6	1994	32	905	7,428
H7	1995	31	721	8,149
H8	1996	30	508	8,657
H9	1997	29	594	9,251
H10	1998	28	420	9,671
H11	1999	27	524	10,195
H12	2000	26	532	10,727
H13	2001	25	462	11,189
H14	2002	24	562	11,751
H15	2003	23	667	12,418
H16	2004	22	682	13,100
H17	2005	21	381	13,481
H18	2006	20	379	13,860
H19	2007	19	361	14,221
H20	2008	18	375	14,596

別表 2 マンホール・マンホール蓋数 (2 / 2)

年度		経過年数 (年)	マンホール・マンホール蓋 (箇所)	
和暦	西暦			累計
H21	2009	17	288	14,884
H22	2010	16	298	15,182
H23	2011	15	286	15,468
H24	2012	14	321	15,789
H25	2013	13	262	16,051
H26	2014	12	496	16,547
H27	2015	11	12	16,559
H28	2016	10	305	16,864
H29	2017	9	245	17,109
H30	2018	8	241	17,350
R1	2019	7	197	17,547
R2	2020	6	172	17,719
R3	2021	5	178	17,897
R4	2022	4	135	18,032
R5	2023	3	107	18,139
R6	2024	2	107	18,246
R7	2025	1	97	18,343

実施方針

別表 3 マンホールポンプ一覧（污水）（1 / 3）

マンホール ポンプ名称		設置年度		経過 年数 (年)	更新年度		規格	台数 (台)
		和暦	西暦		機械	電気		
1	常盤巷	S60	1985	41	2019	2019	φ 50 0.12m ³ /min×3m×0.4kW	2
2	北の丁	S62	1987	39	2022	2022	φ 50 0.12m ³ /min×2m×0.4kW	2
3	川原町	S62	1987	39	2018	2018	φ 50 0.16m ³ /min×1m×0.4kW	2
4	加茂町	S62	1987	39	2021	2021	φ 50 0.12m ³ /min×1m×0.4kW	2
5	西の川原	S62	1987	39	2018	2018	φ 65 0.64m ³ /min×4m×1.5kW	2
6	大南	S63	1988	38	2012	2016	φ 80 0.45m ³ /min×8.2m×1.5kW	2
7	南中南	S63	1988	38	2015	2024	φ 50 0.08m ³ /min×2m×0.4kW	2
8	横黒西	H1	1989	37	2017	2017	φ 65 0.16m ³ /min×1m×0.75kW	2
9	下町中	H1	1989	37	2014	2014	φ 65 0.07m ³ /min×2m×1.5kW	2
10	沢	H1	1989	37	—	—	φ 200 3.78m ³ /min×22m×22kW	2
		H19	2007	19	—	—	φ 200 3.78m ³ /min×22m×22kW	1
11	明神木	H1	1989	37	2024	2015	φ 150 0.79m ³ /min×19m×11kW	2
12	岸陰	H1	1989	37	2015	2024	φ 50 0.12m ³ /min×3m×0.4kW	2
13	玉津	H3	1991	35	2012	2012	φ 150 2.76m ³ /min×12m×11kW	2
14	地蔵原	H4	1992	34	2023	2023	φ 65 0.29m ³ /min×2m×1.5kW	2
15	加茂町西	H4	1992	34	2018	2018	φ 65 0.16m ³ /min×2m×0.75kW	2
16	刑務所南	H4	1992	34	2017	2017	φ 65 0.29m ³ /min×6m×1.5kW	2
17	山口	H5	1993	33	2024	2024	φ 65 0.64m ³ /min×11m×3.7kW	2
18	下小川	H5	1993	33	2022	2022	φ 65 0.29m ³ /min×2m×1.5kW	2
19	船屋	H5	1993	33	2021	2024	φ 80 0.36m ³ /min×7m×1.5kW	2
20	神戸	H8	1996	30	2015	2015	φ 200 4.09m ³ /min×19m×22kW	3
21	西田	H8	1996	30	2026 予定	2026 予定	φ 150 2.64m ³ /min×33m×30kW	2
22	猪狩	H8	1996	30	2017	2017	φ 150 2.4m ³ /min×11m×11kW	2
23	氷見竹内	H9	1997	29	2018	2020	φ 65 0.159m ³ /min×7.6m×1.5kW	1
					2019	2020	φ 65 0.159m ³ /min×7.6m×1.5kW	1
24	市塚	H11	1999	27	—	—	φ 50 0.16m ³ /min×5m×0.75kW	2
25	東野口	H14	2002	24	—	—	φ 50 0.23m ³ /min×4.8m×0.75kW	2
26	氷見西町	H15	2003	23	—	—	φ 80 0.48m ³ /min×14.9m×5.5kW	2
27	新元橋	H15	2003	23	—	—	φ 50 0.15m ³ /min×2.31m×0.4kW	2
28	川南	H15	2003	23	—	—	φ 150 2.88m ³ /min×7.8m×15kW	2
29	玉津小西	H15	2003	23	2022	—	φ 80 0.193m ³ /min×10.3m×2.2kW	2
30	禎瑞県道北	H16	2004	22	—	—	φ 100 0.76m ³ /min×35m×15kW	2
31	禎瑞上	H16	2004	22	—	—	φ 80 0.72m ³ /min×10.7m×3.7kW	2
32	永易	H16	2004	22	—	—	φ 80 0.2m ³ /min×4.49m×1.5kW	2

実施方針

別表 3 マンホールポンプ一覧（汚水）（2 / 3）

マンホール ポンプ名称		設置年度		経過 年数 (年)	更新年度		規格	台数 (台)
		和暦	西暦		機械	電気		
33	野々市	H17	2005	21	—	—	φ 80 0.48m ³ /min×8.52m×3.7kW	2
34	市塚西	H18	2006	20	—	—	φ 50 0.11m ³ /min×4.63m×0.75kW	2
35	禎瑞下	H20	2008	18	—	—	φ 80 0.54m ³ /min×13m×7.5kW	2
36	氷見大久保	H20	2008	18	—	—	φ 80 0.48m ³ /min×4m×2.2kW	2
37	棚林 No. 1	H21	2009	17	—	—	φ 50 0.071m ³ /min×5.9m×0.4kW	1
38	棚林 No. 2	H21	2009	17	—	—	φ 50 0.071m ³ /min×4.9m×0.4kW	1
39	棚林 No. 3	H21	2009	17	—	—	φ 50 0.071m ³ /min×4.9m×0.4kW	1
40	氷見朝日町西	H21	2009	17	—	—	φ 80 0.42m ³ /min×19.6m×7.5kW	2
41	氷見朝日町東	H22	2010	16	—	—	φ 80 0.3m ³ /min×7.5m×1.5kW	2
42	西条東中西	H22	2010	16	—	—	φ 80 0.283m ³ /min×4.9m×1.5kW	2
43	川北	H22	2010	16	—	—	φ 50 0.071m ³ /min×6m×0.4kW	1
44	氷見山道	H22	2010	16	—	—	φ 65 0.265m ³ /min×8.2m×1.5kW	2
45	野々市西	H24	2012	14	—	—	φ 65 0.16m ³ /min×9.1m×1.5kW	2
46	氷見宮の下	H24	2012	14	—	—	φ 80 0.28m ³ /min×20.19m×7.5kW	2
47	氷見西の原	H24	2012	14	—	—	φ 50 0.159m ³ /min×4.6m×0.75kW	2
48	玉津橋西	H24	2012	14	—	—	φ 65 0.159m ³ /min×5.2m×1.5kW	2
49	池の内	H26	2014	12	—	—	φ 80 0.471m ³ /min×4.4m×1.5kW	2
50	北浜	H25	2013	13	—	—	φ 50 0.15m ³ /min×6.5m×0.4kW	1
51	氷見宮の下東	H26	2014	12	—	—	φ 80 0.283m ³ /min×21m×7.5kW	2
52	中西	H27	2015	11	—	—	φ 50 0.1m ³ /min×6m×0.25kW	1
53	氷見末長	H28	2016	10	—	—	φ 65 0.159m ³ /min×8.1m×0.75kW	2
54	飯岡	H28	2016	10	—	—	φ 100 1.26m ³ /min×10.1m×5.5kW	2
55	森戸	H28	2016	10	—	—	φ 100 1.26m ³ /min×3.5m×3.7kW	2
56	氷見土居	H29	2017	9	—	—	φ 80 0.283m ³ /min×22.3m×5.5kW	2
57	氷見新御堂	H30	2018	8	—	—	φ 65 0.16m ³ /min×4.3m×0.75kW	2
58	氷見西町第2	H31	2019	7	—	—	φ 65 0.159m ³ /min×4.6m×0.75kW	2
59	オレンジハイツ	H31	2019	7	—	—	φ 80 0.3m ³ /min×22m×5.5kW	2
60	氷見西町第3	R4	2022	4	—	—	φ 65 0.29m ³ /min×4.7m×0.75kW	2
61	東野口第2	R5	2023	3	—	—	φ 50 0.159m ³ /min×6m×0.4kW	2
62	西ひうち	R6	2024	2	—	—	φ 100 2.6m ³ /min×28m×22kW	2
63	西ひうち中継	S58	1983	43	2026 予定	2026 予定	φ 100 1.5m ³ /min×8m×11kW	2
64	池田第1	H11	1999	27	—	—	φ 80 0.27m ³ /min×5.5m×1.5kW	2
65	池田第2	H12	2000	26	—	—	φ 80 0.2043m ³ /min×8m×2.2kW	2
66	池田第3	H16	2004	22	—	—	φ 80 0.185m ³ /min×13.9m×3.7kW	2

実施方針

別表 3 マンホールポンプ一覧（汚水）（3 / 3）

マンホール ポンプ名称		設置年度		経過 年数 (年)	更新年度		規格	台数 (台)
		和暦	西暦		機械	電気		
67	高木橋	H16	2005	21	2020	2020	φ 65 0.64m ³ /min×8m×1.5kW	2
68	久妙寺第1	H18	2006	20	—	—	φ 80 0.16m ³ /min×7.4m×2.2kW	2
69	久妙寺第2	H19	2007	19	—	—	φ 50 0.16m ³ /min×6.5m×0.75kW	2
70	大新田	H19	2007	19	—	—	φ 80 0.48m ³ /min×14.2m×5.5kW	2
71	三芳	H20	2008	18	—	—	φ 80 0.205m ³ /min×10m×2.2kW	2
72	北条	H23	2011	15	—	—	φ 150 1.77m ³ /min×12m×7.5kW	2
73	東予図書館北	H26	2014	12	—	—	φ 50 0.177m ³ /min×4.1m×0.4kW	2
74	西山川橋	H27	2015	11	—	—	φ 65 0.18m ³ /min×4.4m×0.75kW	2
75	国安	H28	2016	10	—	—	φ 50 0.177m ³ /min×5.6m×0.75kW	2
76	大明神川橋北	H31	2019	7	—	—	φ 50 0.12m ³ /min×5.9m×0.4kW	1
77	徳能	R1	2019	7	—	—	φ 65 0.312m ³ /min×14m×3.7kW	2

別表 4 マンホールポンプ一覧（雨水）

マンホール ポンプ名称		設置年度		経過 年数 (年)	更新年度		規格	台数 (台)
		和暦	西暦		機械	電気		
1	青江町	H27	2015	11	—	—	φ 100 0.84m ³ /min×4m×3.7kW	2
2	横黒東	H30	2018	8	—	—	φ 150 3.1m ³ /min×9m×11kW	2
3	都町	R7	2025	1	—	—	φ 150 3.12m ³ /min×6.3m×7.5kW	2

別紙 3 事業範囲（義務業務）

別表 5 本事業の対象施設ごとの対象業務（1 / 3）

対象施設	対象業務		業務内容
処理場・ ポンプ場 及び樋門	運転操作 監視業務	運転操作 監視業務	・ 本件施設の運転、操作及び監視 ・ 流入水量、水質、処理状況及び汚泥性状等に応じた運転条件の調整 ・ 脱水ケーキ、し渣、沈砂その他本業務により発生する廃棄物の管理及び搬出補助 ・ 運転操作監視中に発見した異常への応急措置及び市への報告
		巡視点検 業務	・ 本件施設及び設備等の運転状況並びに異常の有無の確認 ・ 計器類、警報装置その他監視設備の指示値及び作動状態の確認 ・ 巡視点検結果の記録 ・ 巡視点検により発見した異常への応急措置及び市への報告
	保守点検業務		・ 機械設備、電気・計装設備、建築設備、建築物及び付帯設備の保守点検 ・ 関係法令に基づく法定点検及び自主検査 ・ 設備等の清掃、調整、定期交換部品及び消耗品の交換並びに油脂類の補給・交換 ・ 点検結果の記録並びに各種台帳の作成及び更新 ・ 保守点検中に発見した異常への応急措置及び市への報告
	修繕業務		・ 異常、故障、不良及び破損等の原因調査 ・ 本業務の従事者により対応可能な簡易修繕 ・ 市と協議し、承諾を得た修繕の実施 ・ 修繕結果の記録及び市への報告 ・ 市又は市が指定する専門業者が行う修繕への作業協力及び現場管理
	環境計測業務		・ 運転管理に必要な水質試験、汚泥試験、その他の試験及び解析 ・ 流入水、処理工程水、放流水及び汚泥等の採取、測定及び分析 ・ 自動分析機器及び測定機器の維持管理 ・ 試験結果及び計量証明書等の整理、記録及び市への報告 ・ 試験廃液及び測定機器の廃液等の管理及び搬出補助
	物品調達管理業務		・ 本件施設の運転及び維持管理に必要な薬品、薬剤、塗料、油脂類、消耗品、その他物品の調達及び管理 ・ 調達物品の品質、規格、納入量、使用量及び在庫量の管理 ・ 納品書、品質証明書その他関係書類の整理及び保管 ・ 本件施設の運転等に支障を生じさせないための適正在庫の確保

実施方針

別表 5 本事業の対象施設ごとの対象業務（2／3）

対象施設	対象業務	業務内容
処理場・ポンプ場施設及び樋門	環境整備業務	・ 本件施設の清掃、整理及び整頓 ・ 本件施設の屋外及び外周道路の除草、散水、その他の環境整備 ・ 建物内の床面、窓ガラス等の定期清掃 ・ 環境整備業務により発生した一般廃棄物の収集運搬及び処分 ・ 環境整備業務の実施結果の記録及び市への報告
	その他業務	・ 市の要請に基づく施設見学者等への対応及び安全管理 ・ 市から貸与された備付工具その他貸与品の使用及び管理 ・ 本業務に必要な工具、器具、測定機器等の準備及び管理 ・ 市又は市が指定する者が実施する工事、調査、検査、催事等への協力
	計画策定業務	・ 下水道ストックマネジメント（処理場・ポンプ場施設）計画策定
管路施設	運転管理業務	・ マンホールポンプ場及び真空式下水道システムの運転、監視及び巡回点検 ・ マンホールポンプ場及び真空式下水道システムの運転状況及び異常の有無の確認 ・ 異常、故障等が発生した場合の応急措置及び市への報告 ・ マンホールポンプ場及び真空式下水道システムの運転に必要な電力、通信、消耗品及び資材等の調達管理
	計画的維持管理業務	・ スtockマネジメント計画等を踏まえた管路施設の巡視、点検及び調査 ・ 腐食のおそれの大きい箇所その他法令で定められた箇所の点検及び調査 ・ 管きょ、マンホール、マンホール蓋、公共汚水ます及び取付管等の異常の有無の確認 ・ 点検及び調査結果に基づく健全度、緊急度等の判定 ・ 点検及び調査結果を踏まえた清掃、修繕 ・ 点検及び調査結果を踏まえた改築工事等の必要な対応の提案
	清掃業務	・ 管きょ、マンホール、公共汚水桝、その他管路施設の清掃 ・ 管路施設の閉塞、堆積物その他流下機能に支障を及ぼす原因の除去 ・ 清掃及び修繕により発生した土砂、汚泥その他廃棄物の収集運搬及び処分 ・ 清掃の実施結果の記録並びに市への報告

実施方針

別表 5 本事業の対象施設ごとの対象業務（3／3）

対象施設	対象業務	業務内容
管路施設	修繕業務	・管きょ、マンホール、マンホール蓋、公共汚水ます、取付管、マンホールポンプ場、真空式下水道システム等、汚水管路施設全般の修繕 ・修繕の実施結果の記録並びに市への報告
	住民対応業務	・管路施設に関する通報、苦情及び要望等を受けた場合の現地確認及び原因調査 ・管路施設の閉塞、溢水、破損、道路陥没その他の異常に対する応急措置 ・高圧洗浄車等を用いた緊急的な詰まり処理及び復旧作業 ・現場における安全確保並びに地域住民等への説明 ・対応内容及び対応結果の記録並びに市への報告
	宅内排水設備関連業務	・排水設備工事の確認申請受付・審査 ・工事完了届の受付・完了検査
	計画策定業務	・下水道ストックマネジメント（管路施設）計画策定
	設計業務	・耐震診断（管路施設）
統括管理	実施体制の構築及び管理業務	・本業務全体を統括する統括管理者の選任及び配置 ・各業務を担当する企業及び業務担当者の配置 ・各業務の役割分担、指揮命令系統及び連絡体制の構築 ・業務実施体制及び有資格者等の配置状況の管理
	統括管理業務	・各業務の実施体制、進捗、品質、課題及び成果の一元管理 ・事業実施計画書、業務報告書その他提出書類の作成及び取りまとめ ・再委託業務の発注並びに履行状況の管理 ・地元企業の活用及び関係事業者との連携 ・業務全体の危機管理及び緊急時における各業務間の連絡調整 ・各業務で得られた情報の一元的な管理及び活用 ・その他本業務の統括管理に必要な事項
	セルフモニタリング業務	・セルフモニタリング実施計画の作成 ・各業務の履行状況及び要求水準の達成状況の確認 ・要求水準の未達又は未達のおそれの把握 ・是正措置及び業務改善の実施状況の確認 ・セルフモニタリング結果の取りまとめ及び市への報告

別紙４ リスク分担（概略案）

別表 6 リスク分担（１／７）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
共通	法令・制度 変更	事業に直接関係する 法令等の変更	本事業に直接関係する法令、条 例、基準等の新設又は変更	○	
		広く一般に適用され る法令等の変更	事業者一般に適用される法令、規 則、労働・環境基準等の新設又は 変更		○
	税制変更	契約対価に係る消費 税等の変更	契約対価に直接影響する消費税 率及び地方消費税率等の変更	○	
		法人税等の一般的な 税制度の変更	法人税、事業税その他事業者の利 益・所得等に係る税制度の変更		○
	許認可	管理者が取得する許 認可の取得・遅延	管理者が取得すべき許認可の未 取得、不備又は遅延	○	
		事業者が取得する許 認可の取得・遅延	事業者が取得すべき許認可の未 取得、不備又は遅延		○
	契約手続・ 契約変更	管理者の事由による 契約締結・手続の遅延	議会不承認、発注手続の延期その 他管理者の事由による契約未締 結又は遅延	○	
		事業者の事由による 契約締結・手続の遅延	必要書類の不備、辞退その他事業 者の事由による契約未締結又は 遅延		○
		管理者の事由による 契約変更・解除	管理者の指示、行政判断その他管 理者の帰責による契約変更又は 解除	○	
		事業者の事由による 契約変更・解除	債務不履行その他事業者の帰責 による契約変更又は解除		○
	物価変動	基準幅以内の物価変 動	契約で定める改定基準幅以内の 資材、薬品、電力等の価格変動		○
		基準幅を超える物価 変動	契約で定める改定基準幅を超え る著しい価格変動	○	○
	人件費変動	基準幅以内の人件費 変動	契約で定める改定基準幅以内の 最低賃金、労務単価等の変動		○
		基準幅を超える人件 費変動	最低賃金、公共工事設計労務単価 等の著しい変動	○	○

※負担区分で管理者、事業者双方に「○」があるリスクについては、事業期間中その都度協議により決定する事項を示す。

別表 6 リスク分担（2／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
共通	金利変動	資金調達金利の変動	事業者の資金調達に係る金利の変動		○
	不可抗力	一定の負担限度内の不可抗力	契約で定める負担限度額又は割合までの不可抗力による損害		○
		負担限度を超える不可抗力	負担限度を超える地震、洪水、暴動その他の不可抗力による損害・中止	○	○
	第三者損害	管理者の事由による第三者損害	管理者の指示、提供資料又は施設の瑕疵等に起因する第三者損害	○	
		事業者の事由による第三者損害	事業者の業務実施、管理不備又は従業員等に起因する第三者損害		○
		初期リスクの事由による第三者損害	初期リスク設備の固有瑕疵、経年劣化、メーカーサポート不能、予備機欠如その他受注者の合理的管理範囲を超える原因等に起因する第三者損害	○	
		既存施設構造の事由による第三者損害	既存施設構造に起因する浸水・騒音・振動・悪臭等による第三者損害	○	
	住民対応・訴訟	行政判断・事業自体に関する住民対応	行政施策、事業実施の決定又は管理者の指示に対する反対、苦情及び訴訟	○	
		業務実施に起因する住民対応	事業者の業務方法、従業員又は再委託先に起因する苦情及び訴訟		○
	事故・労働災害	管理者の事由による事故・施設損壊	管理者の指示又は提供施設の瑕疵等に起因する事故、火災及び施設損壊	○	
		事業者の事由による労災・事故・施設損壊	事業者の安全管理、操作又は施工の不備に起因する労働災害、事故及び損壊		○
	環境	行政判断等に起因する環境影響	管理者の指示等に起因する水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の環境問題	○	

※負担区分で管理者、事業者双方に「○」があるリスクについては、事業期間中その都度協議により決定する事項を示す。

別表 6 リスク分担（3／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
共通	環境	事業者の業務に起因する環境影響	事業者の運転、施工又は管理不備に起因する汚染、騒音、振動及び悪臭等の環境問題		○
		初期リスクの事由による環境影響	初期リスク設備の故障、経年劣化、予備機欠如、メーカー不在による復旧困難等、事業者の通常の維持管理努力では回避困難な原因に起因する汚染、騒音、振動及び悪臭等の環境問題	○	
		既存施設構造の事由による環境影響	既存施設構造に起因する浸水・騒音・振動・悪臭等の環境問題	○	
	情報管理	管理者提供情報・システムの瑕疵	管理者が提供した情報又はシステム自体の瑕疵に起因する損害	○	
		事業者の情報管理に起因する漏えい	事業者の管理、操作又はセキュリティ対策の不備による個人情報等の漏えい		○
	保険	指定保険への加入・免責負担	契約で指定する保険への加入、保険料及び事業者帰責の免責額・対象外損害		○
		保険対象外の管理者帰責損害	保険対象外の損害のうち管理者の帰責により生じるもの	○	
	施設・運転管理	既存施設状態	通常の前確認で把握困難な既存施設の瑕疵	基準日前から存在し、通常の前確認では把握困難な施設不具合又は劣化	○
把握可能な不具合の見落とし・管理不備			前確認で把握可能な不具合の見落とし又は開始後の管理不備		○
施設損傷・盗難		事業者の管理不備による施設損傷・盗難	事業者の管理不備に起因する施設損傷、盗難又は物品の紛失		○
		管理不備によらない施設損傷・盗難	第三者行為その他事業者の管理不備によらない施設損傷又は盗難	○	○
要求水準未達		事業者の帰責による要求水準未達	事業者の運転、維持管理その他の不備に起因する要求水準の未達		○

※負担区分で管理者、事業者双方に「○」があるリスクについては、事業期間中その都度協議により決定する事項を示す。

別表 6 リスク分担（４／７）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
施設・運転管理	要求水準未達	外的要因による要求水準未達	管理者の指示、既存施設の潜在的瑕疵又は計画外条件等による要求水準未達	○	○
	流入条件変動	計画範囲内の流入水量・水質変動	契約で定める計画範囲内の流入水量及び流入水質の変動		○
		計画範囲を超える流入水量・水質変動	契約で定める基準値を超える流入水量又は流入水質の変動	○	○
	業務量	当初想定を超える業務量増大	不可抗力、発注者指示、発注者起因の施設損傷に加え、初期リスク設備の劣化又は故障に起因する、当初想定を超えた点検、応急対応、監視、清掃、手動運転、仮設対応等の業務量の増大	○	
		国補助金等に起因する業務量増大	国補助金等の要望額に対し、国からの交付額の相違による施設更新の遅れに起因する業務量の増大	○	
		事業者の帰責による業務量増大	事業者の要員計画不備、保守計画不備、作業効率不良その他事業者帰責事由に起因する業務量の増大		○
	修繕	施設の損傷	施設の劣化・老朽化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
			本業務の対象施設又は対象設備に対して事業者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
			上記以外のもの	○	○

※負担区分で管理者、事業者双方に「○」があるリスクについては、事業期間中その都度協議により決定する事項を示す。

別表 6 リスク分担（5／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
施設・運 転管理	修繕	修繕費の増大	事業者の責による修繕費の増大		○
			契約上の上限額内の修繕		○
			契約上の上限額を超える突発 修繕	○	
	ユーティリ ティ変動	基準量内・運転管理に 起因する使用量変動	基準量内の電力、薬品、燃料使用 量及び事業者の運転管理に起因 する超過		○
		外部条件・管理者指示 による基準量超過	外部条件又は管理者の指示によ り基準量を超過したユーティリ ティ使用量	○	○
	施設損傷	事業者の事由による 施設損傷	事業者が合理的に実施可能な巡 視、点検、保守、応急措置を怠っ たことによる施設損傷、又は損傷 の拡大		○
		管理者の事由による 施設損傷	管理者の責めによる施設損傷	○	
		国補助金等の事由に よる施設損傷	国補助金等の要望額に対し、国か らの交付額の相違による施設更 新の遅れに起因する施設損傷	○	
		初期リスクの事由に よる施設損傷	通常損耗、経年劣化又は初期リス ク設備に起因する施設損傷	○	
	機能劣化	事業者の事由による 機能劣化	事業者の不適切な運転、点検不 備、清掃不足、調整不良等に起因 する施設機能の低下		○
		管理者の事由による 機能劣化	管理者の責めによる施設の機能 劣化に起因する機能回復に要す る費用	○	
		通常損耗や経年変化 の事由による機能劣 化	通常損耗又は経年変化による機 能回復に要する費用（ただし、適 切な保守更新継続を前提とした 一般的劣化に限る）	○	

※負担区分で管理者、事業者双方に「○」があるリスクについては、事業期間中その都度協議により決定する事項を示す。

別表 6 リスク分担（6／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
施設・運 転管理	機能劣化	初期リスクの事由に よる機能劣化	過去の維持管理不足、事後保全継 続、メーカー外修繕、保証失効、 メーカー不在等に起因する機能 劣化	○	
	廃棄物処理	法令上の排出者責任・ 既存状態に起因する もの	法令上管理者に帰属する排出者 責任及び既存状態等に起因する 廃棄物	○	
	廃棄物処理	事業者の業務に起因 する処理量増加・不適 正処理	事業者の運転・施工に起因する廃 棄物量の増加又は不適正処理		○
	要求水準等 契約内容の 未達	初期リスクの事由に よる未達	発注者の指示、更新未実施、初期 リスク設備の故障・能力不足・予 備機欠如その他発注者が引き受 けるべき既存施設条件に起因し て、要求水準又は契約内容を満た せない場合	○	
		事業者の事由による 未達	事業者帰責事由により要求水準 又は契約内容を満たせない場合		○
		管理者の事由による 未達	事業者が未達のおそれを事前通 知し、合理的な代替措置又は応急 措置を提案したにもかかわらず、 管理者が必要な判断又は修繕・更 新を行わなかった場合	○	
事 業 運 営	業務量・需 要変動	基準数量内の通常の 業務量・需要変動	契約で定める基準数量の範囲内 における受付件数、対象数量等の 変動		○
		基準数量を超える大 幅な業務量・需要変動	基準数量を超える大幅な業務量 又は需要の変動	○	○
	技術革新・ 陳腐化	管理者の指示による 新技術導入・仕様変更	管理者が指示する新技術の導入 又は仕様変更	○	
		事業者の提案による 新技術導入・陳腐化対 応	事業者の提案・判断による新技術 導入又は技術の陳腐化への対応		○

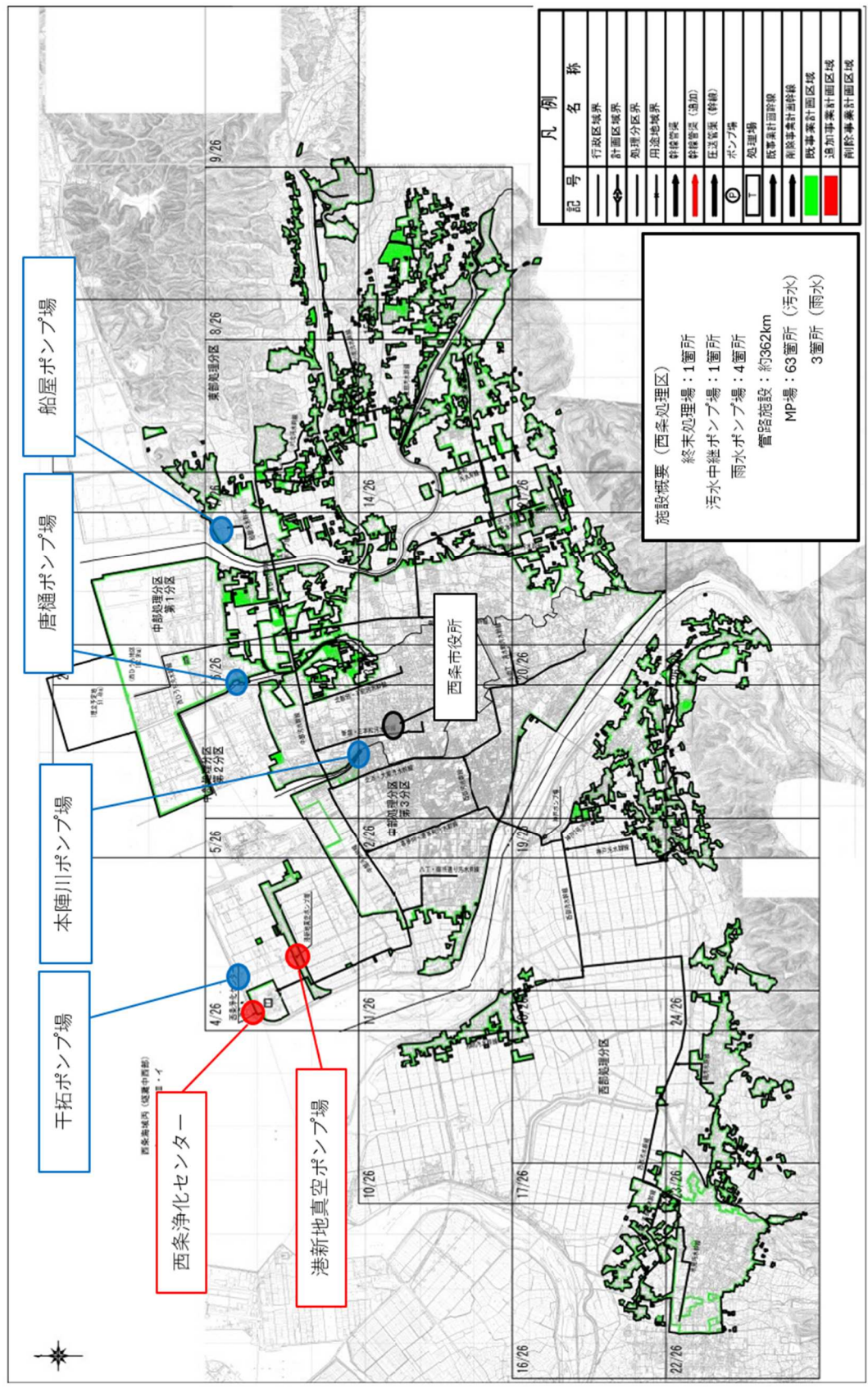
※負担区分で管理者、事業者双方に「○」があるリスクについては、事業期間中その都度協議により決定する事項を示す。

別表 6 リスク分担（7／7）

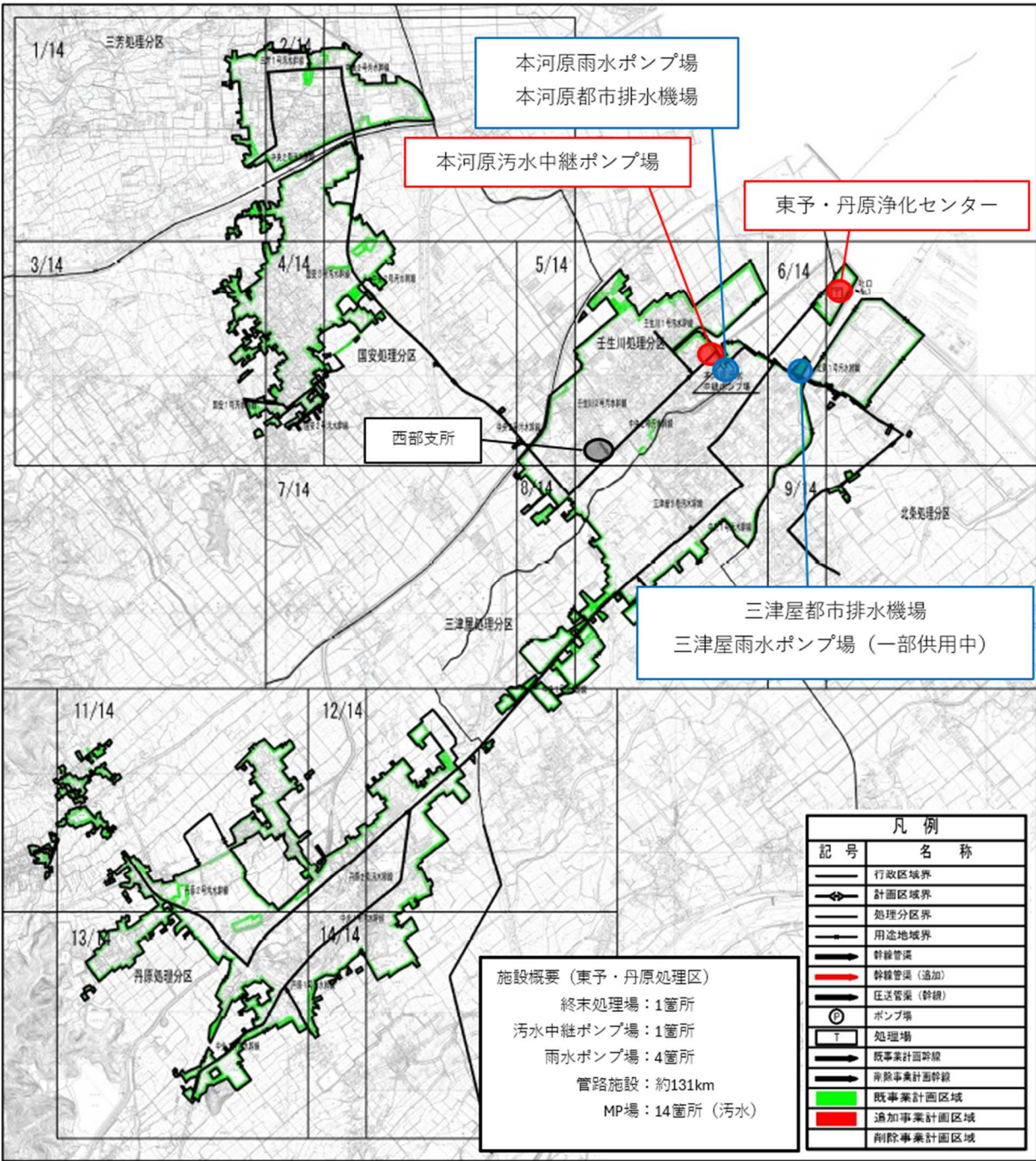
リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
事業運営	再委託先・構成企業	再委託先の履行不良・構成企業の変更	再委託先の履行不良、倒産又は構成企業の変更		○
	引継ぎ	管理者による既存資料・情報の提供	開始時及び終了時の引継ぎに必要な既存資料・情報の不足又は提供遅延	○	
		事業者による引継ぎ計画・習熟・作業	引継ぎ計画、要員確保、習熟及び引継ぎ作業の不足又は遅延		○
	事業計画・業務範囲変更	行政判断・管理者指示による変更	行政判断又は管理者の指示による事業計画、用途又は業務範囲の変更	○	
	事業計画・業務範囲変更	事業者の提案・都合による変更	事業者の提案又は都合に起因する事業計画・業務範囲の変更		○
	事業者の財務・履行不能	事業者の破綻・履行不能	事業者の経営悪化、倒産、業務放棄又は履行不能		○
	公租公課・費用負担	管理者の制度変更・指示等に係る費用	管理者の制度変更・指示又は管理者が負担すべき公租公課、手数料及び経費	○	
		事業者の事業遂行に通常伴う費用	事業者の所得、事業遂行等に通常伴う公租公課、手数料及び経費		○

※負担区分で管理者、事業者双方に「○」があるリスクについては、事業期間中その都度協議により決定する事項を示す。

別紙5 下水道事業計画図及び主要施設位置図



別図 3 西条処理区



別図 4 東予・丹原処理区

別紙 6 様式集

様式 I

令和 年 月 日

(仮称) 西条市下水道施設包括的民間委託事業に係る説明会

参加申込書

事業者名		ふりがな
住 所		〒
参加人数		名
参加者 連絡窓口	部署・役職	
	氏 名	ふりがな
	E-mail	
	TEL	
参加者	部署・役職	
	氏 名	
	E-mail	
	TEL	

※1：参加人数は、1 事業者につき 3 名までとしてください。

※2：説明会の当日、受付にて参加申込書に記入している参加者と一致していることを確認するため、
名刺等の身分証を持参してください。

実施方針

様式Ⅱ

提出日 令和 年 月 日

(仮称) 西条市下水道施設包括的民間委託事業に係る質問書

事業者名			
住所			
担当者所属部署・役職		TEL	
担当者氏名		E-mail	

※記載上の注意 ・ 質問の記載は、別途 Excs1 形式の様式Ⅱをダウンロードし、記載すること。 ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。 ・ 記入する欄が足りない場合は、行を適宜追加すること。 ・ 行の追加及び行の高さの変更以外でセルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。 ・ 本様式は、電子メールのファイル添付にて実施方針に示す連絡先に提出すること。 ・ 質問及び質問に対する回答は、西条市ホームページにおいて公表する。						
--	--	--	--	--	--	--

	資料名	頁	項目				質問事項
記載例	実施方針	9	第3章	3.3	(1)		「実施方針 ●頁 第●章 ● (●) ●」の内容についての質問事項がある場合、左欄に記載例のように該当箇所を記入の上、本欄に質問事項を記入してください。

	資料名	頁	項目				質問事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

